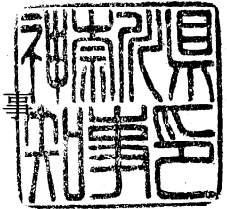


水 第 2902 号
令和 7 年 1 月 21 日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の
変更について（諮問）

このことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

52.0 トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 1.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>5.3</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>7.2</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4 月から 6 月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7 月から 9 月まで）	11.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から 12 月まで）	<u>20.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1 月から 3 月まで）	<u>3.2</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																				
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。 令和 7 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 神奈川県知事 黒岩祐治 第一 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 52.0 トン 2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>1.9</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td><td>0.7 トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td><td>0.1 トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td><td><u>5.3</u> トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td><td><u>7.2</u> トン</td></tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>5.3</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>7.2</u> トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。 令和 6 年 <u>10</u> 月 17 日 神奈川県知事 黒岩祐治 第一 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 52.0 トン 2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>3.9</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th><th>配分する数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td><td>0.7 トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td><td>0.1 トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td><td><u>11.2</u> トン</td></tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td><td><u>1.3</u> トン</td></tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>11.2</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.3</u> トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>5.3</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>7.2</u> トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	0.7 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.1 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>11.2</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.3</u> トン																				

神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（４月から６月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）	11.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から12 月まで）	<u>20.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）	<u>3.2</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（４月から６月まで）	1.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）	11.7 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10 月から12 月まで）	<u>20.8</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）	<u>0.9</u> トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

17.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.9 トン

下線部が変更箇所